

ミャンマー

商標最新情報 | 商標登録制度グランドオープン – 2023 年 4 月 26 日

概要

ミャンマー知的財産局（「MIPD」）は、2023 年 4 月 5 日、新しい商標登録制度のグランド オープンを 2023 年 4 月 26 日とすると発表した（「4 月 5 日発表」）。

4 月 5 日発表の主な内容は以下のとおり。

背景

2020 年 10 月 1 日に開始された「ソフトオープン期間」は、商務部がオーダー No.63/2020 にて発表したものであった。

ソフトオープン期間は、登記所に提出された所有権宣言書（Declarations of Ownership）により登録された商標、および/またはミャンマーで使用された商標（例えば、注意書き（cautionary notice）により証明される）（総称して「登録商標/使用商標」）のみに制限されており、その他のすべての商標（「新標章」）はグランドオープン後に限定して申請できる。

重要なポイント

4 月 5 日発表と私共の MIPD との非公式な協議を合わせ考慮すると、重要なポイントは以下の通り。

1. ミャンマーにおける新しい商標法の施行

ミャンマーの新しい商標登録制度は、以下の段階を経て導入される。

第 1 フェーズ（2020 年 10 月 1 日～2023 年 3 月 31 日）： ソフトオープン期間の第 1 フェーズでは、登録商標/使用商標のみが出願の対象でした。当該期間中に提出されたすべての商標出願には「共通出願日」が付与され、これはグランドオープンの初日となると見られている（後日決定）。

Contact Information

Andy Leck
Principal
Singapore
andy.leck@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ

Yoko Inoue（井上 洋子）
yoko.inoue@bakermckenzie.com



なお、第1フェーズでは商標規則がまだ草案段階であったため、この期間中の出願では TM-2 フォーム(代理人選任)の提出やオフィシャル料金の支払いができなかった。

第2フェーズ(2023 年 4 月 1 日～2023 年 4 月 25 日)： 現在は第2フェーズに移行している。「ソフトオープン期間」の第2フェーズにおいても、新しい商標登録制度は、**2023 年 4 月 1 日の前に**確保された登録商標/使用商標に引き続き対応する。

また、この期間に出願されたすべての商標登録出願には「共通出願日」が付与され、これはグランドオープン初日となる見込みである(後日決定)。

新しい電子システムによる第2フェーズの出願には、公証済みの TM-2 フォーム(代理人任命)に加えオフィシャル料の支払いが必要となる。

第3フェーズ(2023 年 4 月 26 日から)： 新しい商標登録制度のグランドオープンは、第3フェーズの期間中となる。

新標章の出願には、出願日として、公証済み TM-2 フォームおよび規定のオフィシャル料金を含む完全な出願を MIPD が受理した日が表示される。

2. 「共通出願日」について

第1フェーズと第2フェーズにおける出願には、「共通出願日」が付与される。MIPD との非公式協議によると、「共通出願日」はまだ決定されていない。

しかしながら、「共通出願日」は、新しい商標登録制度のグランドオープンの初日、すなわち、2023 年 4 月 26 日となる可能性が高いと思われる。

3. TM-2 フォーム(代理人任命)の提出とオフィシャル料金の支払い

第1フェーズの出願の場合、2023 年 5 月 31 日までに公証済み TM-2 フォームの提出とオフィシャル料金の支払いを行う。

第2フェーズの出願については、2023 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月 25 日の間の出願時に公証済み TM-2 フォームの提出とオフィシャル料金の支払いを行う必要がある。つまり、第2フェーズの出願最終提出日は 2023 年 4 月 25 日となる。

TM-2 Form とオフィシャル料金の支払いが上記規定期間内に提出されない場合には、該当する第1フェーズ、または第2フェーズ出願の「共通出願日」は付与されない。

第1フェーズの出願で、公証済み TM-2 フォームやオフィシャル料金の支払いが遅れた場合(つまり、2023 年 5 月 31 日より後)、当該第1フェーズの出願には、



MIPD が完全な出願(すなわち、公証済み TM-2 フォームと規定オフィシャル料金)を受領した日が代わりに適用となる。

4. 新標章

新標章の出願は、グランドオープン日である 2023 年 4 月 26 日から受け付ける。

権利者への影響

第1フェーズの出願について、商標実務者や商標権利者は、公証済み TM-2 フォーム(代理人選任)の提出とオフィシャル料金の支払いは、商標登録制度のグランドオープン日の前日である 2023 年 4 月 25 日が期限であると推測していた

4 月 5 日発表では、第1フェーズ出願に限っては、公証済み TM-2 フォームとオフィシャル料金の提出期限が 2023 年 5 月 31 日までとされ、時間的余裕ができたため、商標実務家および権利所有者に歓迎されている。

但し、第2フェーズの出願の場合は、出願最終日が 2023 年 4 月 25 日となるため、手続きを急ぐ必要がある。

私どもはミャンマーの動向を引き続き注視して参ります。ご質問やご不明な点がございましたら、なんなりとご連絡ください。
